

令和6年 第2回

**千葉県後期高齢者医療
広域連合議会定例会会議録**

開会・閉会 令和6年11月8日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第61号

令和6年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年10月23日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

- 1 日 時 令和6年11月8日（金）午前10時
- 2 場 所 ホテル ポートプラザちば 2階 ロイヤル
（千葉県千葉市中央区千葉港8番5号）

令和6年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○招集告示

第 1 日 (11月8日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	3
○欠員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した議会事務局職員の職氏名	3
○開会及び開議宣告	5
○諸般の報告	5
○日程第1 議席の指定	6
○日程第2 会議録署名議員の指名	6
○日程第3 会期の決定	6
○日程第4 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第5 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の改定について	
日程第6 議案第3号 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	
日程第7 議案第4号 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第8 議案第5号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	
日程第9 議案第6号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算	

(第 1 号)

日程第10 議案第 7 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

(一括議題)

・提案説明

井崎義治広域連合長…………… 7

・質疑…………… 9

・討論及び採決…………… 1 5

・全会可決（議案第 5、6、7 号）

・多数可決（議案第 1、2 号）

・多数認定（議案第 3、4 号）

○日程第11 一般質問

1. 石井芳清 議員（53番）…………… 2 0

2. 白井則邦 議員（38番）…………… 2 5

○日程第12 委員会の閉会中継続調査の件…………… 2 8

○広域連合議会申合せ事項の改正の件…………… 2 9

○閉議及び閉会宣告…………… 2 9

○会議録署名議員…………… 3 1

○議決結果等…………… 3 2

————— • ————— • —————

(会議配付資料添付)

令和6年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程

令和6年11月8日（金）午前10時開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の改定について
- 第6 議案第3号 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 議案第4号 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 議案第5号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第6号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 第11 一般質問
- 第12 委員会の閉会中継続調査の件

会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の改定について
- 日程第6 議案第3号 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第4号 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認

定について

日程第8 議案第5号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第6号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第7号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

日程第11 一般質問

日程第12 委員会の閉会中継続調査の件

出席議員（49名）

1 番	あ 麻	そう 生	のり 紀	お 雄	2 番	ひろ 広	の 野	やす 恭	よ 代	
3 番	ます 増	だ 田	よし 好	ひで 秀	4 番	わた 渡	なべ 辺	けん 賢	じ 次	
5 番	あき 秋	やま 山	みつ 光	あき 章	6 番	わた 渡	なべ 辺	あつ 厚	こ 子	
7 番	すず 鈴	き 木	とも 智	あき 明	8 番	ふる 古	はし 橋	とし 俊	お 夫	
9 番	かね 金	さか 坂	みち 道	ひと 人	1 0 番	かん 神	ざき 崎	とし 利	かず 一	
1 1 番	やま 山	もと 本	えい 英	じ 司	1 2 番	い 伊	とう 藤	ひろ 博	ゆき 幸	
1 3 番	しま 島	だ 田		わたる 恒	1 4 番	さ 佐	の 野	まさ 正	と 人	
1 5 番	さ 佐	とう 藤		ひろし 浩	1 6 番	まつ 松	ざき 崎	えい 栄	じ 二	
1 7 番	い 伊	さ 佐	かず 和	こ 子	1 8 番	わた 渡	なべ 辺	じん 仁	じ 二	
2 0 番	ち 茅	の 野		さとし 理	2 1 番	ふく 福	はら 原	み 三	え 枝子	
2 2 番	いずみ 泉	かわ 川	よう 洋	じ 二	2 4 番	ひら 平	の 野	ひで 英	お 男	
2 5 番	さい 斉	とう 藤		あきら 哲	2 6 番	おお 大	たに 谷	みつ 満	こ 子	
2 7 番		欠	員		2 8 番	くり 栗	ばやし 林	すみ 澄	え 恵	
2 9 番	かな 金	まる 丸	かず 和	ふみ 史	3 0 番	あら 荒	い 井	やす 靖	ゆき 行	
3 1 番	あら 荒	の 野	みね 峰	ゆき 之	3 2 番	あ 阿	べ 部	み 美	つ 津江	
3 3 番	いし 石	ばし 橋	はる 春	お 雄	3 4 番	く 久	ぼ 保	き 木	せい 清	じ 司
3 5 番	いし 石	かわ 川	かず 和	ひさ 久	3 6 番	はん 半	ば 場	しん 新	いち 一	
3 7 番	あき 秋	ば 葉	よし 好	み 美	3 8 番	しら 白	い 井	のり 則	くに 邦	
3 9 番	おお 大	の 野		ひろし 博	4 0 番	いし 石	ばし 橋	しん 伸	いち 一	

4 1 番	こう 高	さか 坂	きょう 恭	こ 子
4 3 番	やり 鑓	た 田	たか 貴	とし 俊
4 5 番	かわ 川	しま 島	ふ 富	じ 士
4 7 番	く 久	が 我	ま 真	すみ 澄
5 0 番	こ 古	さか 坂	はや 勇	と 人
5 2 番	あ 麻	そう 生		いさむ 勇
5 4 番	あお 青	き 木	えつ 悦	こ 子

4 2 番	さくら 桜	い 井	しょう 庄	いち 一
4 4 番	さか 坂	い 井	けい 慶	こ 子
4 6 番		欠	員	
4 8 番	いし 石	い 井	とし 俊	お 雄
5 1 番	か 加	とう 藤	よし 喜	お 男
5 3 番	いし 石	い 井	よし 芳	きよ 清

欠席議員（3名）

1 9 番	すえ 末	なが 永	たかし 隆
4 9 番	おお 大	お 多	まさ 正
			お 夫

2 3 番	なら 奈	わ 良	せい 政	ご 五
-------	------	-----	------	-----

欠員（2名）

説明のため出席した者の職氏名

広 域 連 合 長	井 崎 義 治	副 広 域 連 合 長	岩 田 利 雄
事 務 局 長	櫻 井 文 明	事務局次長兼 会 計 管 理 者 (総務課長事務取扱)	筒 井 亮 子
総 務 課 長	欠 員	総 務 課 長 補 佐	土 屋 祐 介
資 格 保 険 料 課 長	服 部 茂 樹	資 格 保 険 料 課 長 補 佐	荒 井 直 樹
給 付 管 理 課 長	天 野 武 彦	給 付 管 理 課 長 補 佐	工 藤 哲

職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	松 尾 昇		
書 記	武 田 大 暉	書 記	石 毛 祐 次

書

記

金 子 智 哉

書

記

達

恵理香

開会・開議 午前10時

◎開会宣告

○議長（渡辺賢次） ただいまから令和6年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（渡辺賢次） 直ちに本日の会議を開きます。

定数の半数以上の議員が出席され、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

○議長（渡辺賢次） 広域連合事務局より、今期定例会より、会議の模様をビデオカメラで撮影したいとの申出がありました。議長としては、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

◎諸般の報告

○議長（渡辺賢次） 次に、諸般の報告を行います。

まず、議員の辞職についてであります。

閉会中、会議規則第146条の規定により、11月6日までに辞職を許可した議員については、お手元に配付の辞職許可議員一覧のとおりであります。

また、昨日11月7日、議席番号46番、一宮町選出の大橋照雄議員より議員の辞職願が提出され、私が許可いたしましたので、併せて御報告いたします。

また、議席番号27番の袖ヶ浦市は、袖ヶ浦市議会議員の任期満了に伴い欠員となっております。よって、現在、2名の欠員が生じております。

次に、議会運営委員の選任について。委員の欠員に伴い、閉会中、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議会運営委員の選任についてのとおり指名いたしましたから、御報告いたします。

次に、広域連合長から議案7件の提出がありました。これを受理しましたので、御報告いたします。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから、御報告いたします。お手元に配付の説明員出席者一覧表のとおりであります。

次に、監査委員から、例月現金出納検査の結果について9件の報告がありました。お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（渡辺賢次） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺賢次） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、52番、麻生勇議員及び53番、石井芳清議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺賢次） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日 1 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

◎議案第 1 号～議案第 7 号の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺賢次） 日程第 4、議案第 1 号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 10、議案第 7 号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてまでの以上 7 件を一括議題といたします。

本案に関し提案理由の説明を求めます。

井崎義治広域連合長。

〔広域連合長 井崎義治 登壇〕

○広域連合長（井崎義治） おはようございます。本日、ここに令和 6 年第 2 回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしました。

本定例会では、条例の一部改正案や補正予算案など、合計 7 件について御審議いただきますので、よろしくお願い申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、当広域連合の状況等について御報告申し上げます。

令和 6 年 9 月末現在、当広域連合の被保険者数は約 98 万 1,000 人となり、昨年同時期と比べ約 3 万 8,000 人増加し、県人口に占める割合は約 16% となっており、これまでに団塊の世代の多くが後期高齢者となったものの、引き続きさらなる増加が見込まれております。被保険者数の増加に伴い医療費も増大することから、被保険者の皆様の健康寿命を延ばす取組を積極的に進めるとともに、ジェネリック医薬品の推奨などの医療費適正化にも取り組んでいるところであります。今後も構成団体である市町村や関係機関との連携を密にして、引き続き被保険者の皆様が安心して医療が受けられるよう、制度の適正かつ円滑な運営に取り組んでまいります。

それでは、ただいま上程されました議案 7 件の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 1 号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和 5 年 6 月 9 日に公布され、健康保険証が新たに発行されなくなることに伴い関連する罰則規定を削除し、また、厚生労働省通知「国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の取扱いについて」が発出され、急患等、やむを得ない特別の理由があると認められる場合においては、保険料の徴収猶予期間を最長 1 年とするよう改正するものです。

次に、議案第 2 号、千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の改定については、議案第 1 号と同様に、健康保険証が新たに発行されなくなることに伴う語句の整理を行うものです。

議案第 3 号及び議案第 4 号は、令和 5 年度の千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

各決算について、地方自治法の規定により、監査委員の意見をつけて、決算を議会の認定に付するものです。

初めに、一般会計について申し上げます。

歳入決算額 29 億 2,214 万 5,840 円に対し、歳出決算額は 24 億 4,640 万 154 円で、実質収支額は 4 億 7,574 万 5,686 円となりました。

歳入では、前年度と比べ 4 億 9,901 万 1,647 円、20.6%の増額となりましたが、これは主に市町村からの分担金及び負担金の増加によるものです。

歳出では、前年度に比べ 1 億 3,865 万 5,763 円、6.0%の増額となりましたが、これは主に特別会計の事務費に充当する繰出金が増加したことによるものです。

次に、特別会計については、歳入決算額 7,584 億 2,084 万 5,223 円に対し、歳出決算額は 7,503 億 5,338 万 2,309 円で、実質収支額は 80 億 6,746 万 2,914 円となりました。

歳入では、前年度と比べ 386 億 4,720 万 456 円、5.4%の増額となりましたが、これは主に市町村支出金、国県支出金や支払基金交付金の増加によるものです。

歳出では、前年度と比べ 387 億 581 万 9,775 円、5.4%の増額となりましたが、これは主に被保険者数の増加による医療給付費の増加によるものです。

次に、議案第 5 号及び議案第 6 号は、令和 6 年度の一般会計及び特別会計の補正予算についてです。

議案第5号、令和6年度一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ2億2,827万3,000円を追加し、補正後の予算額を35億7,356万8,000円とするとともに、債務負担行為を1件設定するものです。

議案第6号、令和6年度特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ59億4,600万円を追加し、補正後の予算額を7,822億2,203万4,000円とするとともに、債務負担行為を6件設定するものです。

次に、議案第7号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、布施学校組合の解散に伴う千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議をするものです。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺賢次） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたしますが、質疑の方法については、申合せ事項に基づき一括質疑とし、発言時間は20分以内、発言回数については、会議規則に規定のとおり3回を超えることができません。これら規定を遵守の上、御発言願います。

石井芳清議員。

○53番（石井芳清） おはようございます。53番、御宿町、石井芳清です。議案第1号、第3号、第4号、第6号に対して質疑をいたします。

議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。条例の運用について4点お尋ねいたします。

1点目、マイナ保険証の利用登録解除についてお尋ねします。10月28日に厚労省から中間サーバーで付加機能がリリースされたとありますが、県内の医療関係の団体が10月時点で行ったアンケートを見ると、自治体ごとに対応の違いが見られます。利便性ととともに混乱が起きないようにする必要があると考えますが、具体的な事務についてお尋ねいたします。

2点目、紙の資格確認書の発行についてお尋ねします。資格確認書は、広報のとおり無差別で全員発行されるのか、改めて発行事務についてお尋ねします。

3点目、改正に当たっての丁寧な周知についてお尋ねします。年度中に誕生日を迎える方に、12月2日前後で保険証の種類が異なりますが、丁寧な周知が必要と考えます。

自分が何歳で、どういう種類の保険証なのか、確認できるような広報の事務についてお尋ねいたします。

4点目、マイナ保険証の電子証明書の有効期限についてお尋ねします。マイナンバーカード10年、電子証明5年の有効期限の案内について、どのような事務になっているのか。特に高齢者向けの事務についてお尋ねいたします。

次に、議案第3号、令和5年度一般会計決算における制度の周知についてお尋ねします。

1点目、主要施策の成果の説明書の8ページ、総務管理費の中の広報広聴費、支出額9,140万6,934円の内容と、千葉県の所有している施設への配布状況についてお尋ねします。

2点目、当事者はもとより、家族や若い人など県民全体に広報すべきと考えますが、どのような事務を執ったのか、お尋ねいたします。

次に、議案第4号、令和5年度特別会計決算における保険料の収納状況についてお尋ねします。

決算書24ページの保険料等負担金894億7,943万7,578円、県内の保険料の収納状況についてお尋ねします。

1点目、全国で28万人、千葉県で1万1,000人とされておりますが、なぜ滞納が生じているのか把握しているのか、お尋ねいたします。

2点目、諸物価高騰の中で、年金支給日には銀行に長蛇の列ができております。また、近年の夏は猛暑が続き、エアコンを控えて熱中症となるケースも多く、私の住む地域でも救急車のサイレンの鳴らない日はなかったと記憶しています。必要な医療が確保されているのか、食事をはじめ高齢者の生活実態について把握しているのか、お尋ねいたします。

次に、議案第6号、千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）についてお尋ねします。

24ページの歳出、保険給付費、高額療養諸費の2,821万8,000円の補正内容と事務処理の在り方についてお尋ねします。

1点目、補正の内容についてお尋ねいたします。

2点目、かかる事務の中で返納件数151件、返納額293万2,390円と、重複して過大な支給をしてしまったとの報告がありましたが、その内容と今後の対策についてお尋ねし

ます。

3点目、今回の事案は初歩的ミスであり、ヒューマンエラーは避けて通ることのできない課題と言われております。システム設計上の不備があるのではないか。電算システムなど、事務内容についてお尋ねいたします。

4点目、本連合の職員は数年で入れ替わり、事務の経験の積み上げや継承についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

5点目、対象の方々をはじめ、7,500億円を運用する連合の信頼回復のためにも積極的に県民に公表すべきと考えます。連合のホームページには記載されていないようですが、この事案の公表についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

以上、1回目の質疑とさせていただきます。

○議長（渡辺賢次） 答弁を求めます。

服部資格保険料課長。

○資格保険料課長（服部茂樹） 私からは、議案第1号の条例改正と議案第4号の特別会計決算についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、議案第1号のマイナ保険証の利用登録解除に関しお答えします。

千葉県後期高齢者医療広域連合では、各市町村にマイナ保険証の利用登録解除申請は11月1日から受け付けるように依頼しております。実際の受付開始日や対応方法は各市町村の状況により異なる可能性はありますが、状況に応じて適切に対応していただいているものと考えております。

次に、資格確認書の発行についてお答えします。

後期高齢者医療制度では、令和7年8月の年次更新までの暫定的な措置として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、新たに加入する方、被保険者証を紛失した方等には資格確認書を交付することとなっております。

次に、改正に当たっての丁寧な周知に関しお答えします。

12月1日までに被保険者になる方には保険証を、12月2日以降に被保険者になる方には全員資格確認書を交付いたします。広域連合や各市町村のホームページで、12月2日以降に75歳になる方には全員資格確認書を交付することを広報し、さらに資格確認書を送付する際には、その送付文に、資格確認書は保険証と同様に、これまでどおり医療にかかれますと記載します。また、同封する小冊子においては、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおり医療を受けられる旨を記載し、安心して医療が受けられるよ

う丁寧に周知してまいります。

次に、マイナ保険証の電子証明書の有効期限についてお答えします。

マイナンバーカードの有効期限は発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）まで、電子証明書の有効期限は発行日から5回目の誕生日までに設定されております。このため、有効期限を迎える方に対しては、有効期限の二、三か月前をめどに地方公共団体情報システム機構から、市町村窓口での更新手続について記載された有効期限通知書が送付されます。また、マイナンバーカードの更新手続が行われない場合でも、有効期限満了後3か月間はマイナ保険証で医療を受けられることとなっているとともに、職権で資格確認書を交付することとなっております。当広域から職権で資格確認書を交付する際には、マイナ保険証の有効期限が切れても、資格確認書で切れ目なく医療が受けられることを丁寧に周知したいと考えております。今後も安心して医療が受けられるよう、引き続き周知に努めてまいります。

次に、議案第4号、特別会計決算に関し、今年度の保険料収納状況についてお答えします。

滞納が生じている理由及び高齢者の暮らしの実態について把握しているかとのことですが、滞納の原因についてははっきりしておりませんが、既に年金での天引きや口座振替されていると誤って納付していない方もいると聞いており、気づかないまま滞納となっているケースもあると思われます。特に昨年度につきましては、新規の被保険者の急増により普通徴収の対象者が増えたことが少なからず関係しているものと考えております。

高齢者の実情の把握についてですが、保険料の納付や徴収事務については市町村の行う事務となっており、各市町村においては、滞納の初期の段階から被保険者の生活実態を踏まえ、督促状や催告書を送付するだけでなく、必要に応じて電話や臨戸訪問等による納付相談のほか、保険料の減免の説明を行うなど、きめ細やかな対応により被保険者の実情を把握し、丁寧に対応していただいていると考えております。

私からは以上となります。

○議長（渡辺賢次） 筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） 私からは、議案第3号、一般会計決算に関する1件と、議案第6号、特別会計補正予算に関する2件についてお答えいたします。

まず、議案第3号、一般会計決算に関し、制度周知広報についてお答えいたします。

まず、広報広聴費の内訳ですが、懇談会開催等に伴う経費12万300円、広報紙、制度解説小冊子、制度周知ポスター及び制度解説ガイドブックの作成費用や郵送料などで7,566万9,714円、ホームページに関する費用等155万8,920円、コールセンター開設費用1,405万8,000円となります。

次に、県の施設への配布ですが、令和6年度から制度周知ポスターについては、以前から配布を行ってありました県立病院のほか、県立の生涯学習施設・図書館、各地域振興事務所、各健康福祉センターに配布を拡大しております。

次に、家族や若者などへの周知についてですが、広報物については、被保険者の方だけでなく、様々な方の目に触れる機会を考慮し、市町村窓口等での配布や県医師会、歯科医師会、薬剤師会に御協力をいただきまして、病院や薬局の窓口等に設置しているほか、広域連合ホームページに掲載し、周知広報を行っております。今後も、より広く制度の周知が図れるよう、周知方法などについて研究してまいります。

次に、議案第6号、特別会計補正予算に関して、職員が数年で入れ替わるが、事務の継承をどのように考えているかについてでございます。後任者に業務内容やスケジュールをしっかりと引き継ぐため、分かりやすい事務処理マニュアルの整備を徹底するとともに、担当業務を複数の職員により対応することで、円滑な業務の継承が行えるように努めてまいります。

次に、今回の事務処理誤りについてのホームページへの掲載でございます。記者発表事案が生じた場合にはホームページに掲載をしておりますが、今回の事案におきましては、個人情報の漏えいがなかったことから記者発表は行わなかったため、ホームページに掲載はしなかったものです。

私からは以上です。

○議長（渡辺賢次） 天野給付管理課長。

○給付管理課長（天野武彦） 私からは、議案第6号、特別会計補正予算についてお答えいたします。

まず、高額介護合算療養費の今回の補正内容についてですが、当初予算額7億5,558万9,000円で見込んだところ、当初の見込みを超える執行状況となったため、2,821万8,000円を追加し、補正後の予算額を7億8,380万7,000円とするものでございます。増額補正となった理由といたしましては、令和6年度の高額介護合算療養費の執行最大額の対前年増加率が過去3年間における増加率を超えて伸びてしまったため、予算不足と

なったものでございます。

続きまして、事務処理誤りへの対応についてお答えをいたします。

本件の内容は、高額介護合算療養費の支給が、市町村で支給している重度心身障害者医療費助成による支給と重複してしまったものでございます。

今後の対応といたしましては、1点目といたしまして、広域連合において、市町村から受け取ったデータを見落とししてしまったことが原因であるため、受け取りの確認を複数の職員でさらにダブルでチェックをする、そして2点目といたしまして、市町村にもチェック方法を見直していただいた上で、そのデータの結果を確認していただくこととしたところでございます。以上の対応策を講じることで再発防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、システムで何らかの対応ができないのか、電算システムの事務内容についてお答えいたします。

今回の事務誤りは、標準システムの操作過程で発生したものではございません。市町村からの受け取ったデータを見落とし、そして市町村からの報告を受ける過程で発生したものでございます。

そこでまずは、先ほど申し上げました再発防止策をもって対応しつつ、議員御指摘のシステムによる対策についても、今後研究してまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 石井芳清議員。

○53番（石井芳清） 53番、石井です。高額介護合算療養費における重複支給の事務内容について、再度、質疑いたします。

返納件数151件、返納額293万2,390円で、これは当然ながら返納を求める事務になるわけですね。

これは連合長にお伺いをしたいと思いますけれども、連合長、まず、こうした事案について県民に率直に公開する、公表する、そして連合の誠意を示すことが、これからの返納事務を円滑に進めていく一歩ではないかと私は考えるものでございます。これについて、連合長の見解を承りたいと思います。

○議長（渡辺賢次） 筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） 公表の事案に関してお答えいたします。

広域連合では、現在、個人情報の漏えいの有無を公表の判断要素として運用しており

ますけれども、詳細な公表の基準は設けておりません。明確な基準を設けることについては、まず、今後、他の広域連合や市町村の対応状況等を見て調査をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺賢次） 石井芳清議員。

○53番（石井芳清） 53番、御宿町、石井です。再度連合長にお伺いいたします。

県民、特に高齢者は大変厳しい状況に置かれているのは連合長もよく御承知のとおりだと思います。この事務、今のような事務局の対応で本当に円滑に年度内に処理ができるのでしょうか。連合長自身のお考えを改めて聞きたいと思います。

○議長（渡辺賢次） 天野給付管理課長。

○給付管理課長（天野武彦） 給付管理課長の天野です。

回収状況につきましては、既に16日、重複受給されている返還対象者151名に対し、おわびと併せ、御返還のお願い文、そして納入通知書等を一式送るとともに、18日、返還対象者全員に対し1回ないし2回のお電話をし、直接口頭で今回の事務誤りのおわびと併せて、重複受給となった事務誤りの内容を丁寧に御説明し、御返還をお願いしたところでございます。今後も御返還に際しましては、少しでも対象者の状況に応じたきめ細かな対応を心がけ、重複受給分を返していただくよう、丁寧に、丁寧にお願いを続けていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺賢次） 一応3回終了いたしましたんですが、よろしいですか。——以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論及び採決に入ります。

まず、議案第1号について。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

石井芳清議員。

〔53番 石井芳清 登壇〕

○53番（石井芳清） 53番、御宿町、石井芳清です。議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

マイナンバー法の一部改正に合わせての条例改正であり、被保険者に係る条文の改正

の提案ですが、そもそも現行の紙の保険証を廃止してマイナ保険証へ一本化すること自体が反対です。

岸田政権が、今年12月2日以降は現行保険証の新規発行は行わず、マイナ保険証への一本化を行うことを閣議決定し、石破政権もこれに固執しています。マイナ保険証の利用率はいまだ10%台にとどまっています。窓口でマイナ保険証が使えないといった医療機関等でのトラブルは後を絶たず、マイナ保険証を使えないために10割負担を強いられたなどの事態が続いています。また、マイナ保険証は、障害がある方や高齢者、年少者の取得や使い方が十分に保障されていないことも大きな問題です。マイナ保険証の利用が広がらないのは、幾ら政府が説明しても、マイナ保険証に対する国民の不安は解消されず、メリットについて納得が得られないからです。

そもそもマイナンバーカードを作るかどうか、またマイナンバーカードを保険証として登録するかどうか、さらにマイナ保険証を使うかどうかは全くの任意であり、事実上、強制するようなやり方では国民の信頼は得られません。さきの国政選挙では、複数の野党が現行の紙の保険証の存続を公約に掲げるなど争点の一つとなっており、政権与党が過半数割れになった要因の一つとして、現行の紙の保険証を残してほしいという国民の強い思いがあったと考えます。

以上、反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（渡辺賢次） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

議案第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺賢次） 起立者多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第2号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第2号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺賢次） 起立者多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第3号について。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

石井芳清議員。

〔53番 石井芳清 登壇〕

○53番（石井芳清） 53番、御宿町の石井芳清です。議案第3号、令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

1点目は、制度設計についてです。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押しつけるものであり、2008年度の制度導入以来、8回にわたる保険料の値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大な要因になっていることです。高齢者の尊厳を守る制度にするには、差別制度を廃止し、元の老人保健制度にした上で、減らされてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額し、保険料や窓口負担を低減すべきと考えます。

2点目は、運用する事務体制についてです。

本連合の後期高齢者の被保険者数は、発足当時の51万人から、決算年度で96万人を超えており、同様に特別会計も4,000億円から7,000億円を超える額となっています。これらの方々の認定や保険料の決定及び医療給付などの制度運営を行っているのが本連合であり、その運営には、高齢者の方々の医療保険を扱うという事務の性格上からも、高い専門性と正確な事務が求められていると考えます。しかし、職員のほとんどが約2年程度で入れ替わり、専門性や事務の継続性を含め、組織として脆弱な体制と言わざるを得ません。令和6年度に起きた重複支給のミスも、広域連合が基本的に持つ脆弱な組織体制の表れであり、令和7年度に向けて、連合として県民の負託に応える安定的に運営できる事務体制の具体的な改善を求めます。

以上、反対の討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（渡辺賢次） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。

本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺賢次） 起立者多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第4号について。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

石井芳清議員。

〔53番 石井芳清 登壇〕

○53番（石井芳清） 53番、御宿町の石井芳清です。議案第4号、令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。

歳入の保険料の収納事務は市町村であります。保険料を決定し、運用するのは広域連合であります。高齢者の暮らしの実態に心を寄せた事務を求めたいと思います。

また、制度不理解も一因であるとの答弁もありましたので、年度途中で本制度に加入する方々への広報の充実をはじめ、保険証をはじめ様々な制度改正の広報の充実とともに、運用面についても市町村の対応が異なることのないように、同様なサービスが受けられるように、連合としても何らかの手だてが必要と考えます。

歳出では、予算額から減じることがよい性質の項目と100%使うべき性質の項目と、大きく2つあると考えています。次の2つは、100%執行への努力が必要な項目と考えます。

1、健康診査費の不用額9億1,000万円となっておりますが、健康診査の受診率が34.6%と、コロナ禍を経て持ち直してきていますが、まだ超えておりません。歯科検診は昨年の13.6%から12.7%に約1ポイント低下しています。データヘルス計画は、令和6年度から新しい計画が始まっておりますが、分析に基づく目標の達成に向けて着実な計画の実施が求められていると考えます。

2点目、長寿福祉増進事業の不用額2億2,000万円は、多くの自治体で財政に窮している中で本当にもったいないと考えています。御宿町では本事業を活用し、介護事業に顕著な変化が出ていると報告がありました。資料によりますと、健康づくり教室が令和3年3月末で年間22回、1,306人の参加が令和6年3月末では41回、3,392人と、4年間で回数が2倍、参加者数で2.6倍増えています。

一方で第1号被保険者数は、令和3年3月末で14.3%が年々減じ、令和6年3月末で13.3%と、4年間で1%減じています。サービス利用率は、令和3年3月末で86.3%が年々減じ、令和6年3月末で77.4%と、4年間で10ポイント近く減じています。担当者

は確かな手応えを感じていると語っておりました。自治体の担当者に向けて、県内のこのような事例の紹介など、もっともっとPRが必要ではないでしょうか。

以上をもって反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（渡辺賢次） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

議案第4号について採決いたします。

本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺賢次） 起立者多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第5号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第5号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第6号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第7号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第7号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

◎一般質問

○議長（渡辺賢次） 日程第11、一般質問。これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、発言の方法については、申合せ事項に基づき、発言時間は、答弁を含め15分以内、発言回数については、会議規則に規定のとおり3回を超えることができません。これら規定を遵守の上、発言願います。

石井芳清議員。

〔53番 石井芳清 登壇〕

○53番（石井芳清） 53番、御宿町、石井芳清です。通告に従い質問いたします。

近年の物価高騰は高齢者の年金生活を直撃し、暮らしていけないという悲鳴が上がっています。自公政権が、物価上昇を下回る年金改定で実質減額を続け、第2次安倍政権以降の12年間に、公的年金は実質で7.8%も削減されました。目減りした年金額は30兆円を超えていると言われています。この夏、電気代の負担を苦にしてエアコンの使用を控えて熱中症になり、亡くなる高齢者が相次ぎました。また、食料支援に列をつくる高齢者も急増しています。

介護では、ホームヘルパーなど介護人材が不足し、人手不足と経営悪化による介護事業所の撤退、廃業、倒産が続出していると報道されています。特に政府が訪問介護の基本報酬を削減したことが大打撃となりました。75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担は原則1割、現役並み所得者3割とされてきましたが、一昨年、単身で年収200万円以上の人などの窓口負担を2割に引き上げる改悪が強行されたために、深刻な受診抑制が起こっています。その上、政府が3割負担の対象をさらに広げる方針を打ち出しました。年金も介護も医療も、人間らしい暮らしを送るためのものです。それらが今、本来の機能を失い、危機的な状況に陥っています。

憲法は、全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を送る権利があることを明記し、その保障を国の責務と定めています。高齢者になっても人権と尊厳が守られ、人間らしい暮らしを送れるようにするのは政治の責任ではないでしょうか。

まず初めに、老人福祉法と後期高齢者医療制度についてですが、老人福祉法の理念と

実施者の責務について、連合長の認識をお尋ねします。

老人福祉法の第2条は、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」とし、第4条で、国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有し、施策を講ずるに当たっては、基本的理念が具現されるように配慮が求められており、事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めるとされております。

しかし、後期高齢者医療制度では、年齢を重ねるごとに年金の手取りが減り、医療の負担が増えてきました。発足から改善するどころか、年々後退し、長寿を素直に喜べない制度となっているのが実態と言えるのではないのでしょうか。私は、老人福祉法の趣旨と実際の運用が乖離しているのではないかと考えます。

1点目の質問ですが、連合長に老人福祉法の理念と実施者の責務についての認識をお尋ねいたします。

2点目に、負担の在り方についてお尋ねします。後期高齢者の窓口3割負担について、検討を進めると明記した高齢社会対策大綱が閣議決定されましたが、そもそも1割から2割に増えたことにより、高齢者の医療や暮らしにどのような影響があったのか調査したのか。されているとすれば報告を求めます。

3点目に、総務課長は県の人事と聞いていますが、本日も空席のようでございます。連合長は空席についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

連合職員は、県及び参加自治体からの出向職員で構成されております。各自治体とも、国の制度改変に伴う新たな事務など高度化や複雑化する事務とともに、住民から毎日のように寄せられる要望実現のために、決して多くない職員でぎりぎりの運営をしている中で、連合に職員を出向していただいていると拝察しています。先日、連合事務所を訪問する機会がありましたが、2年ごとに入れ替わり、その多くの職員が新しい分野の業務を懸命にこなしていました。

高齢者の医療の確保に関する法律の地方公共団体の責務として、第4条第2項で、都道府県は中心的な役割を果たすと、県の責務が示されております。さらに千葉県知事は、誰も置き去りにしない、きめ細やかな福祉政策として、安心して暮らせる医療・介護施策を公約しています。

連合の総務課長の席が空白であると全員協議会で報告を受けましたが、年2回の定例

会も空席であることは、9月末現在、被保険者数98万1,261人、約7,500億円の財政を運用する連合が軽んじられていると言わざるを得ず、議員の一人として驚きを禁じ得ません。総務課長の空席に対し、連合長の考えをお尋ねいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（渡辺賢次） 順次答弁を求めます。

櫻井広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（櫻井文明） 私からは、老人福祉法の理念と実施者の責務についての認識に関する御質問についてお答えいたします。

老人福祉法の理念において、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるもの」とされております。

後期高齢者医療制度を運営する広域連合といたしましては、高齢者の皆様が安心して適切な医療を受けられ、また健やかに過ごせるよう、制度の円滑かつ安定的な運営に努めていくことが責務であると認識しております。

私からは以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 天野給付管理課長。

○給付管理課長（天野武彦） 私からは、負担の在り方、1割から2割に増えたことにより、高齢者の医療や暮らしにどのような影響があったのかに関する御質問についてお答えします。

医療についての影響につきましては、厚生労働省から、令和4年10月から窓口負担割合を1割から2割に引き上げた影響に関して報告が出ております。2割負担になった者の医療費総額が3%程度減少したこと、そして、医療サービスの利用日数が2%程度減少したことの報告があったところでございます。

また、高齢者の暮らしへの影響につきましては、把握しておりません。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） 私からは、総務課長の空席に関する御質問についてお答えいたします。

総務課長については、10月1日付の人事異動により千葉県へ帰任いたしました。現在空席となっておりますが、財務や人事を所掌する課の責任者として、事務局の要のポスト

であると認識しております。そのため、令和7年度の定期異動の中で後任者が配属されるよう、千葉県に人事要望してまいります。

以上となります。

○議長（渡辺賢次） 石井芳清議員。

○53番（石井芳清） 53番、石井です。

まず、再質問に移る前に、第1質問であります、私の質問と答弁の内容は大幅に食い違っているというふうに思いますので、再答弁を求めるものであります。

○議長（渡辺賢次） では、時計止めます。

実際の運用と乖離しているのではという質問があったと思うんですが、まず、その点。あと、連合が軽んじられているのではないかという、県の人事についての御質問でした。空席に対する考え方について御答弁いただけたらと思います。——では、もう一度漏れたところについて、時計止めたままで再度質問をお願いします。

○53番（石井芳清） 53番、石井です。

1回目の質問の中の1つ目は、老人福祉法の理念と実施者の責務についての認識ということで、私は老人福祉法と後期高齢者医療制度そのものが乖離していると。本来だったならば、法の定めに基づいて毎年よくなっていかなければいけない。それが、なぜ逆さまになっているのかというのが私の質問であります。私の指摘が間違っているのかどうか。間違っているんだったら、私の解釈が違うというような答弁をいただきたい。

○議長（渡辺賢次） 答弁漏れの指摘だけにしてください。

もう1点。

○53番（石井芳清） もう1点は、人事権は連合長の専権事項でありますので、これは連合長から直接お言葉をいただく必要があるということでもあります。

○議長（渡辺賢次） それでは、答弁に入りますので、時計は進めます。お願いします。よろしいですか。

櫻井広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（櫻井文明） 先ほどの答弁の繰り返しにはなりますが、後期高齢者医療制度を運営する広域連合といたしましては、高齢者の皆様が安心して適切な医療を受けられ、また健やかに過ごせるよう、制度の円滑かつ安定的な運営に努めているところであります。さらに、広域連合といたしましては、国の法律に基づいて適正に執行しているところでございます。議員の御指摘の点につきまして、今後、高齢社会対策大綱

に基づきまして議論が行われていくと思いますので、まずは国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） 人事担当者としてお答えさせていただきます。

繰り返しにはなりますけれども、総務課長の職については重要なポストであることを認識しておりますので、県のほうに繰り返し要望をしてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（渡辺賢次） それでは、2回目に入ります。

石井芳清議員。

○53番（石井芳清） 御宿町、石井芳清です。

まず、1点目の質問であります。法令や条例に基づいて職務を行うのが職員でありますので、私は、職員の答弁はこれでとどまるのかなと思います。やはりこれは連合長から、私の指摘した乖離、あるのかないのかについて見解を賜りたいと思います。

そして2点目であります。1割から2割に増えた中で、高齢者に対して大きな影響があったという答弁があったわけであります。

では、政治家として、連合長として、これは議論であります。3割についてどのように考えているのか、賜りたいと思います。

総務課長の空席については、改めて連合長といたしまして、このままでよいのかと。何度も指摘しておりますが、特に連合は大変脆弱な職員体制で、しかも、定数を大幅に減じた中で運用されているのは、連合長はよく御存じのことと思います。私は、これは一刻も早く総務課長の席、きちんと県に対して連合長の責任で対応してもらいたいと、このように思うわけですが、以上3点について再質問とさせていただきます。

○議長（渡辺賢次） 櫻井広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（櫻井文明） 私からは、最初に御質問がありましたことについて答弁をさせていただきます。

広域連合といたしましては、先ほどの今後の国の動向、見直しの状況によりまして、必要に応じて全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて要望することなども検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 天野給付管理課長。

○給付管理課長（天野武彦） 3割の議論、どのように考えているのかということでございます。

私どもといたしましては、3割へ負担が拡大されて安心して医療を受けられ、健やかに過ごせるという見直しにつきましては、今回の高齢社会対策大綱に基づき議論が行われていますので、やはり国の動向をしっかりと注視し、今後の推移を見極めながら対応していきたいと思っております。

1点だけ付け加えるのであれば、1割から2割に上がったときには、当然、激変緩和措置として、国のほうとしても対応はされておりました。そのような形で、今後もアンテナを高く、そして国の動向を見極めながらしっかりやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 筒井広域連合事務局次長。

時間がないので、簡潔にお願いします。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） 千葉県職員の派遣については、広域連合の設立当初から総務課長は千葉県から派遣されておまして、現在、一時的に空席となっておりますけれども、派遣の必要性を説明して今後配置されるよう、令和7年度定期人事異動における後任者の派遣について、引き続き要望してまいりたいと思います。

以上です。

~~~~~

○議長（渡辺賢次） 次に、白井則邦議員。

〔38番 白井則邦 登壇〕

○38番（白井則邦） 38番、酒々井町の白井則邦です。私は、国の事務処理マニュアルが改正されたことに伴って、会計年度任用職員の再度の任用についてお伺いいたします。

言うまでもありませんが、公務の適正な執行には職員のしっかりとした下支えが必要です。殊に正規の職員が数年で入れ替わってしまうような公務については、非正規が現場を支えているというところもあります。会計年度任用職員は、任用が1年ごとの非正規公務員であり、再度の任用が公募試験による場合があります。公募により不採用となった場合に理由は問われないため、民間であれば、違法な雇い止めが合法となっている

場合があります。そして、この再度の任用の権限、これは上司である正規職員が握っていることが多いことから、当事者が職を失うことを恐れ、パワハラやセクハラの温床になっていることが問題とされています。

このようなことを踏まえて、国や自治体で働く非正規らでつくる団体、非正規公務員 voicesが昨年、ハラスメント調査を実施しました。そこでは、2割を超える方が雇用の打ち切りをほのめかされたという被害に遭い、また正規職員に意見をした結果、実際に雇い止めされたという記述も多くありました。これについては、私も何人もの方から伺っています。当事者は、このようなパワハラやセクハラの被害に遭い、また雇い止めの不安を抱えています。さらに、経験のある職員が雇い止めに遭い、経験のない職員に入れ替わってしまうことは非効率的であり、社会に悪影響を与えてしまいます。

このような非正規公務員の雇い止め問題に対応するために、人事院は今年の6月28日、国の非正規公務員について、公募試験をせずに再度の任用ができる回数を原則2回までとする、いわゆる3年目公募を撤廃しました。これに伴い、会計年度任用職員の事務処理マニュアルは、国の3年目公募を例示する記載が削除されました。このような経緯を踏まえてお伺いいたします。

会計年度任用職員について、公募試験をせずに再度の任用をしているのでしょうか。また、その回数に制限はあるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお伺いいたします

○議長（渡辺賢次） 答弁を求めます。

筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） 会計年度任用職員の再度の任用に関する御質問についてお答えいたします。

会計年度任用職員の再度の任用については、会計年度任用職員取扱要領に基づき、当該会計年度任用職員の職に同一の者を引き続き任用する必要があると判断し、かつ勤務成績が良好である場合については、継続して3年を超えない範囲内で公募によらず再度の任用を行っております。

以上です。

○議長（渡辺賢次） 白井則邦議員。

○38番（白井則邦） 38番、白井則邦です。

御答弁ありがとうございます。今おっしゃられたことをまとめますと、公募によらな

い再度の任用には回数制限があり、今までの国と同じような３年目公募制を取られているということ。さらに問題だと思うのは、引き続き任用の必要があると判断し、かつ勤務成績が良好である方であっても、一律に公募しなければいけない制度になっているということです。これは公務の重要性を無視していることだと思います。公募というものは、一度雇用が終了し、経験ゼロの人と同列に扱って競争させることになります。しかも、その可否は恣意的判断が入ります。上司の感情によって雇用の継続が左右される可能性があるため、パワハラやセクハラの温床になり、不安定な雇用になることは先ほど申し上げたとおりです。

公務には恒常性が求められます。安定性等の継続、これが本当に必要になります。そのためには安定した雇用が不可欠です。これは正規も非正規も違いはありません。ところが、会計年度任用職員は単年度の雇用であり、さらに３年目、その能力のいかんにかかわらず公募になってしまう、このような不安定な雇用になっています。

会計年度任用職員の制度については、国が定めているため変えることはできませんが、公募するかどうかについて、原則として、成績が問題ない方については、公募によらない再度の任用をずっとすることができる、このような回数制限を撤廃するような運用で改善が可能になります。

そこでお伺いいたします。

まず、公募制はどのような理由から採用されているのでしょうか。また、公募によらない再度の任用の回数制限を撤廃するお考えはありますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺賢次） 答弁を求めます。

筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） 会計年度任用職員の公募をしている理由及び再度の任用回数の制限についてお答えいたします。

会計年度任用職員の選考に当たりましては、その職にふさわしい人物を採用することを目的として行うものでありまして、ひとしく均等な機会の付与の考え方を踏まえつつ、客観的な能力の実証を行う必要があることから公募を行っているところであります。当広域連合におきましては、現行の取扱いを改める予定は今のところございませんが、今後も県並びに他の広域連合の動向を注視いたしまして、適切に対応してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（渡辺賢次） 白井則邦議員。

○38番（白井則邦） 38番、白井則邦です。

まず、御答弁ありがとうございます。しかし、今の御答弁、公募が必要な理由としては、合理性は認められないのではないかと思います。

まず、均等な機会の付与については、国が3年目公募制を廃止しましたがけれども、この3年目公募をする理由が、国民に公務に応募する機会を広く与えるということを理由としていました。これを廃止したということは、このような理由が不適切だったということを経験したということだと思っています。

また、客観的な能力の実証については、これは勤務態度、適切な人事評価がなされていけば不要なはずで。

以上の2点から、先ほどおっしゃっていただいたような理由は少なくとも合理性に欠けるのではないかなと思います。そのため、公募の必要性について、他の地域などの実情ではなく、まず自ら述べた理由について、本当にそれが適切なのか、そういうようなところからしっかりと検討いただきたいと思っています。特にこれは答弁を求めません。

以上で私の質問を終わります。よろしく御検討をお願いいたします。

~~~~~

○議長（渡辺賢次） 以上で一般質問を終結いたします。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（渡辺賢次） 日程第12、委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会において調査中の事件につき、委員長から会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

た。

◎申合せ事項の改正の件

○議長（渡辺賢次） 次に、議会運営委員長より議長宛提出されております、本広域連合議会申合せ事項の改正の件についてであります。

本件につきましては、去る10月23日、全員協議会において、議長より改正の御検討をお願いしたところであります。御意見があれば伺いたいと思います。

意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） それでは、御意見もないようですので、お諮りしたいと思います。

お手元に配付の改正案のとおり、本広域連合議会申合せ事項を改正することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の改正案のとおり、本広域連合議会申合せ事項を改正することに決定いたしました。

また、字句及び数字等、整理を必要とする場合は、議長に委任されることで御了承願います。

◎閉議宣告

○議長（渡辺賢次） 以上をもって本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（渡辺賢次） これをもって令和6年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉議・閉会 午前11時19分

会 議 録 署 名 議 員

議 長 渡 辺 賢 次

副 議 長 青 木 悦 子

会 議 録 署 名 議 員 麻 生 勇

会 議 録 署 名 議 員 石 井 芳 清

議 決 結 果

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議 案 第 1 号	千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和6年11月8日	多数可決
議 案 第 2 号	千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の改定について	〃	多数可決
議 案 第 3 号	令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	〃	多数認定
議 案 第 4 号	令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	多数認定
議 案 第 5 号	令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	〃	全会可決
議 案 第 6 号	令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）	〃	全会可決
議 案 第 7 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	〃	全会可決

(会議配付資料)

令和6年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程

令和6年11月8日（金）午前10時開議

（一括議題）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の改定について
- 第6 議案第3号 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 議案第4号 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 議案第5号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第6号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に
関する協議について
- 第11 一般質問
- 第12 委員会の閉会中継続調査の件

令和6年 第2回 千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会議席表

給付管理課 課長補佐 柏市 工藤 哲 給付管理 課長 松戸市 天野 武彦	資格保険料課 課長補佐 習志野市 荒井 直樹 資格保険料 課長 船橋市 服部 茂樹	総務課 課長補佐 成田市 土屋 祐介 総務課長 千葉県 欠 員						
次長 会計管理者	局長	副広域 連合長	広域連合長	議長	議会事務局長	議会事務局書記		
千葉市 筒井 亮子 (総務課長 事務取扱)	千葉県 櫻井 文明	東庄町 岩田 利雄	流山市 井崎 義治	船橋市 渡辺 賢次	市川市 松尾 昇			

9 金 茂 坂 原市 道 人	8 古 野 橋 田市 敏 夫	7 鈴 松 木 戸市 智 明	6 渡 木 辺 更津市 厚 子	5 秋 館 山 山市 光 章	4 渡 船 辺 橋市 賢 次	3 増 市 田 川市 好 秀	2 広 銚 野 子市 恭 代	1 麻 千 生 葉市 紀 雄
1 8 渡 流 辺 山市 仁 二	1 7 伊 市 佐 原市 和 子	1 6 松 勝 崎 浦市 栄 二	1 5 佐 柏 藤 市 浩	1 4 佐 習 野 志野市 正 人	1 3 島 旭 田 市 恒	1 2 伊 東 藤 金市 博 幸	1 1 山 佐 本 倉市 英 司	1 0 神 成 崎 田市 利 一
2 7 欠 袖 員 ケ浦市 員	2 6 大 四 谷 街道市 満 子	2 5 斉 浦 藤 安市 哲	2 4 平 富 野 津市 英 男	2 3 奈 君 良 津市 輪 政 五	2 2 泉 鎌 川 ケ谷市 洋 二	2 1 福 鴨 原 川市 三 枝子	2 0 内 我 田 孫子市 美 恵子	1 9 末 八 永 千代市 隆
3 6 半 い 場 すみ市 新 一	3 5 石 山 川 武市 和 久	3 4 久 香 保 取市 木 清 司	3 3 石 匠 田 瑳市 加 代	3 2 阿 南 部 房総市 美 津江	3 1 荒 富 野 里市 峰 之	3 0 荒 白 井 井市 靖 行	2 9 金 印 丸 西市 和 史	2 8 栗 八 林 街市 澄 恵
4 5 川 横 島 芝光町 富 士子	4 4 坂 芝 井 山町 慶 子	4 3 鍵 九 田 十九里町 貴 俊	4 2 桜 東 井 庄町 莊 一	4 1 高 多 坂 古町 恭 子	4 0 石 神 橋 崎町 伸 一	3 9 大 栄 野 町 博	3 8 白 酒 井 々井町 則 邦	3 7 田 大 辺 網白里市 正 弘
5 4 青 鋸 木 南町 悦 子	5 3 石 御 井 宿町 芳 清	5 2 麻 大 生 多喜町 勇	5 1 加 長 藤 南町 喜 男	5 0 古 長 坂 柄町 勇 人	4 9 大 白 多 子町 和 正 夫	4 8 石 長 井 生村 俊 雄	4 7 島 睦 貫 沢町 孝	4 6 大 一 橋 宮町 照 雄

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿

令和6年11月6日 現在

No.	氏 名	ふ り が な	市 町 村 名
1	麻 生 紀 雄	あそう のりお	千葉市
2	広 野 恭 代	ひろの やすよ	銚子市
3	増 田 好 秀	ますだ よしひで	市川市
4	渡 辺 賢 次	わたなべ けんじ	船橋市
5	秋 山 光 章	あきやま みつあき	館山市
6	渡 辺 厚 子	わたなべ あつこ	木更津市
7	鈴 木 智 明	すずき ともあき	松戸市
8	古 橋 敏 夫	ふるはし としお	野田市
9	金 坂 道 人	かねさか みちひと	茂原市
10	神 崎 利 一	かんざき としかず	成田市
11	山 本 英 司	やまもと えいじ	佐倉市
12	伊 藤 博 幸	いとう ひろゆき	東金市
13	島 田 恒	しまだ わたる	旭市
14	佐 野 正 人	さの まさと	習志野市
15	佐 藤 浩	さとう ひろし	柏市
16	松 崎 栄 二	まつざき えいじ	勝浦市
17	伊 佐 和 子	いさ かずこ	市原市
18	渡 辺 仁 二	わたなべ じんじ	流山市
19	末 永 隆	すえなが たかし	八千代市
20	内 田 美 恵 子	うちだ みえこ	我孫子市
21	福 原 三 枝 子	ふくはら みえこ	鴨川市
22	泉 川 洋 二	いずみかわ ようじ	鎌ヶ谷市
23	奈 良 輪 政 五	ならわ せいご	君津市
24	平 野 英 男	ひらの ひでお	富津市
25	斉 藤 哲	さいとう あきら	浦安市
26	大 谷 満 子	おおたに みつこ	四街道市
27	欠 員		袖ヶ浦市

◎議長

議会運営委員長

議会運営副委員長

No.	氏 名	ふ り が な	市 町 村 名
28	栗 林 澄 恵	くりばやし すみえ	八街市
29	金 丸 和 史	かなまる かずふみ	印西市
30	荒 井 靖 行	あらい やすゆき	白井市
31	荒 野 峰 之	あらの みねゆき	富里市
32	阿 部 美 津 江	あべ みつえ	南房総市
33	石 田 加 代	いしだ かよ	匝瑳市
34	久 保 木 清 司	くぼき せいじ	香取市
35	石 川 和 久	いしかわ かずひさ	山武市
36	半 場 新 一	はんば しんいち	いすみ市
37	田 辺 正 弘	たなべ まさひろ	大網白里市
38	白 井 則 邦	しらい のりくに	酒々井町
39	大 野 博	おおの ひろし	栄町
40	石 橋 伸 一	いしばし しんいち	神崎町
41	高 坂 恭 子	こうさか きょうこ	多古町
42	桜 井 莊 一	さくらい しょういち	東庄町
43	鐘 田 貴 俊	やりた たかとし	九十九里町
44	坂 井 慶 子	さかい けいこ	芝山町
45	川 島 富 士 子	かわしま ふじこ	横芝光町
46	大 橋 照 雄	おおはし てるお	一宮町
47	島 貫 孝	しまぬき たかし	睦沢町
48	石 井 俊 雄	いしい としお	長生村
49	大 多 和 正 夫	おおたわ まさお	白子町
50	古 坂 勇 人	こさか はやと	長柄町
51	加 藤 喜 男	かとう よしお	長南町
52	麻 生 勇	あそう いさむ	大多喜町
53	石 井 芳 清	いしい よしきよ	御宿町
54	青 木 悦 子	あおき えつこ	鋸南町

○副議長

辞職許可議員一覧

令和6年11月6日現在

議席 番号	氏 名	市町村名	辞職許可日
8	山口 克己	野田市	令和6年7月11日
12	上野 高志	東金市	令和6年4月22日
13	宮内 保	旭市	令和6年2月28日
15	松本 寛道	柏市	令和6年9月27日
17	安西 尚太	市原市	令和6年6月30日
21	川股 盛二	鴨川市	令和6年6月10日
32	長谷川 博	南房総市	令和6年4月30日
48	阿井 市郎	長生村	令和6年6月6日

議会運営委員の選任について（委員会条例第5条）

令和6年11月6日現在

議席 番号	氏 名	市町村名	選任日
17	伊佐 和子	市原市	令和6年7月1日
39	大野 博	栄町	令和6年5月1日

令和6年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会

説明員出席者一覧表

広域連合長	井崎義治
副広域連合長	岩田利雄
局長	櫻井文明
次長（総務課長事務取扱） （会計管理者兼務）	筒井亮子
資格保険料課長	服部茂樹
給付管理課長	天野武彦
総務課課長補佐 （監査委員事務局局長併任）	土屋祐介
資格保険料課課長補佐	荒井直樹
給付管理課課長補佐	工藤哲

令和 6 年 2 月 2 6 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合

監査委員 木下 勉

監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 6 年 2 月 2 6 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 5 年度 1 月分

3 検査資料

- (1) 収支現計表
- (2) 歳入歳出外現金受払表
- (3) 主な収入、支出一覧表
- (4) 歳入歳出月計表
- (5) 現金出納簿、日計表
- (6) 歳計現金残高調書
- (7) 有価証券(基金等)明細書
- (8) 残高証明書
- (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

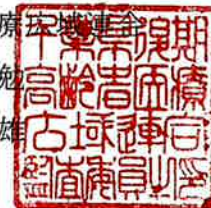
収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。

令和 6 年 3 月 2 5 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合
監査委員 木下 勉
監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 6 年 3 月 2 5 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 5 年度 2 月分

3 検査資料

- (1) 収支現計表
- (2) 歳入歳出外現金受払表
- (3) 主な収入、支出一覧表
- (4) 歳入歳出月計表
- (5) 現金出納簿、日計表
- (6) 歳計現金残高調書
- (7) 有価証券(基金等)明細書
- (8) 残高証明書
- (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。

令和 6 年 4 月 3 0 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合

監査委員 木下 勉

監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 6 年 4 月 3 0 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 5 年度 3 月分

3 検査資料

- （1）収支現計表
- （2）歳入歳出外現金受払表
- （3）主な収入、支出一覧表
- （4）歳入歳出月計表
- （5）現金出納簿、日計表
- （6）歳計現金残高調書
- （7）有価証券(基金等)明細書
- （8）残高証明書
- （9）収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。

令和 6 年 5 月 2 7 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合

監査委員 木下

監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 6 年 5 月 2 7 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 5 年度翌 4 月分及び令和 6 年度 4 月分

3 検査資料

- （1）収支現計表
- （2）歳入歳出外現金受払表
- （3）主な収入、支出一覧表
- （4）歳入歳出月計表
- （5）現金出納簿、日計表
- （6）歳計現金残高調書
- （7）有価証券(基金等)明細書
- （8）残高証明書
- （9）収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。

令和 6 年 6 月 2 7 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合

監査委員 木下 勉

監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 6 年 6 月 2 7 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 5 年度翌 5 月分及び令和 6 年度 5 月分

3 検査資料

- （1）収支現計表
- （2）歳入歳出外現金受払表
- （3）主な収入、支出一覧表
- （4）歳入歳出月計表
- （5）現金出納簿、日計表
- （6）歳計現金残高調書
- （7）有価証券(基金等)明細書
- （8）残高証明書
- （9）収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。

令和 6 年 7 月 2 9 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合

監査委員 木下 勉

監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 6 年 7 月 2 9 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 6 年度 6 月分
- 3 検査資料
 - （1）収支現計表
 - （2）歳入歳出外現金受払表
 - （3）主な収入、支出一覧表
 - （4）歳入歳出月計表
 - （5）現金出納簿、日計表
 - （6）歳計現金残高調書
 - （7）有価証券(基金等)明細書
 - （8）残高証明書
 - （9）収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。

令和 6 年 8 月 2 6 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合

監査委員 木下 勉

監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 6 年 8 月 2 6 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 6 年度 7 月分

3 検査資料

- (1) 収支現計表
- (2) 歳入歳出外現金受払表
- (3) 主な収入、支出一覧表
- (4) 歳入歳出月計表
- (5) 現金出納簿、日計表
- (6) 歳計現金残高調書
- (7) 有価証券(基金等)明細書
- (8) 残高証明書
- (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。



令和 6 年 9 月 3 0 日

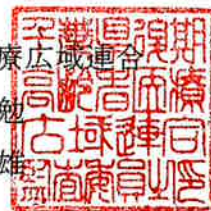
千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合

監査委員 木下 勉

監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 6 年 9 月 3 0 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 6 年度 8 月分

3 検査資料

- （1）収支現計表
- （2）歳入歳出外現金受払表
- （3）主な収入、支出一覧表
- （4）歳入歳出月計表
- （5）現金出納簿、日計表
- （6）歳計現金残高調書
- （7）有価証券(基金等)明細書
- （8）残高証明書
- （9）収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。



千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合

監査委員 木下 勉

監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和6年10月28日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和6年度9月分

3 検査資料

- （1）収支現計表
- （2）歳入歳出外現金受払表
- （3）主な収入、支出一覧表
- （4）歳入歳出月計表
- （5）現金出納簿、日計表
- （6）歳計現金残高調書
- （7）有価証券(基金等)明細書
- （8）残高証明書
- （9）収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。

令和6年10月23日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
議長 渡辺賢次 様

議会運営委員長 松崎 栄



閉会中継続調査申出書

本委員会は、下記事項について令和6年第2回定例会以降の閉会中も、なお継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記

1 調査事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2 理 由

議案、請願等の審査に資するため



令和 6 年第2回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議案質疑通告者一覧表

令和6年11月8日

順位	議案番号	No.	通 告 者	市 町 村 名
1	第 1、 3、 4、 6 号	53	石 井 芳 清	御宿町

令和6年第2回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議案質疑通告書写

令和6年11月8日

順位	通 告 者	議案No.	発 言 の 要 旨
1	石井芳清 (53)	1	(1) マイナ保険証の利用登録解除について (2) 資格確認書の発行について (3) 改正にあたっての丁寧な周知について (4) マイナ保険証の電子証明書の有効期限について
		3、4	(1) 令和5年度の保険料収納状況について (2) 令和5年度における制度周知について
		6	・高額介護合算療養費 補正内容と事務処理のあり方について

令和6年第2回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
討論通告者一覧表

令和6年11月8日

議案番号	No.	通 告 者	市 町 村 名	賛成・反対の別
第 1 号	53	石 井 芳 清	御 宿 町	反対
第 3 号				
第 4 号				

令和 6 年第 2 回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
一般質問通告者一覧表

令和6年11月8日

通告 順位	No.	通 告 者	市町村名
1	53	石 井 芳 清	御宿町
2	38	白 井 則 邦	酒々井町

令和6年第2回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
一般質問通告書写

令和6年11月8日

通告 順位	通 告 者	質 問 の 要 旨
1	石井芳清 (53)	○老人福祉法と後期高齢者医療制度について (1) 老人福祉法の理念と実施者の責務について連合長の認識を問う (2) 「後期高齢者の窓口3割負担」について「検討を進める」と明記した「高齢社会対策大綱」が閣議決定されたが、そもそも1割から2割に増えたことにより、高齢者の医療や暮らしにどのような影響があったのか調査したのか。されているとすれば報告を求める ○総務課長の空席について ・総務課長の空席について連合長はどう考えているのか
2	白井則邦 (38)	○会計年度任用職員の再度の任用について ・会計年度任用職員について、公募試験をせずに再度の任用をしているのか。また、その回数に制限があるのか

千葉県後期高齢者医療広域連合議会 申合せ事項(改正案)

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

(目 次)

1.	議会の呼称 (新設)	1
2.	議会の招集 (新設)	1
3.	議席	1
4.	紹介及びあいさつ (新設)	2
5.	議案等の提出	2
6.	議案の配布 (新設)	2
7.	議事日程の作成及び配布 (新設)	3
8.	選挙等	3
9.	議題	4
10.	議案の説明 (新設)	4
11.	討論	5
12.	表決	5
13.	発言及び発言通告	5
14.	緊急質問	6
15.	会議録署名議員	6
16.	会議録の記載及び配布 (新設)	6
17.	議会運営委員会	7
18.	請願・陳情	7
19.	規律	8
20.	議場における資料の配布	8
21.	全員協議会 (新設)	8
22.	慶弔等 (新設)	9
23.	傍聴者に対する議案及び資料の貸出し	9

(凡 例)

1. 分類は、おおむね千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の事項別に配列した。
2. 参考として参照条文を末尾に記載した。
法 ……地方自治法
委条……委員会条例
会規……会議規則
3. 慣例により行われている事項、特異な事例についても掲載した。

1. 議会の呼称

議会の呼称は、「〇年第〇回定例会（臨時会）」とする。

なお、年の表記は和暦とし、定例会、臨時会の別に回数を付す。

2. 議会の招集

- (1) 議会を招集するときは、通常、招集日（開会日）の 10 日前までに告示される。（※ただし、通告期間を 4 日間（広域連合の休日含まず）確保できるよう告示すること）

（令和 6 年 4 月 26 日 議会運営委員会において変更）

（経過説明）

県内各議会の第 1 回（2 月）定例会の開会状況は、議会改革等の進展とともに 2 月中旬までが多くなり、当広域連合議会第 1 回定例会の早期開会（1 月下旬または 2 月上旬）が求められていた。議会の招集は、招集日（開会日）の 14 日前までに告示されていたところ、広域連合事務局から、早期開会となると、招集の告示までに議案の調製ができない、招集の告示とともに議案を配付することが困難となるため、招集の告示から開会までの期間を短縮してほしいとの強い要請があった。これを受け、議長は議会運営委員会に諮問し、審査の結果、広域連合事務局の事情に特段の配慮を行い、令和 7 年第 1 回定例会より、議会の招集は、招集日（開会日）の 10 日前までに告示すること、に変更した。

〔13－（2）参照〕

- (2) 議会の招集の告示がなされたときは、同時にその写しの送付をもって議員に通知する。

（法第 101 条第 1 項、7 項）

3. 議席

議席番号は、地方公共団体コード順に付し、議長席から見て前列左端から始め、順次後列に移り、最後列右端で終わる。

（会規第 4 条第 3 項）

4. 紹介及びあいさつ

- (1) 議長、副議長に当選した議員は、登壇して就任のあいさつをする。
- (2) 議長または副議長の辞職が許可されたときは、登壇して退任のあいさつをする。
- (3) 新たに広域連合議会議員に選出された議員は、選出後、最初にかれる会議（全員協議会含む）前に、議長から議席番号順に紹介される。
- (4) 議員のうちから選任された監査委員は、議決後、登壇してあいさつをする。
- (5) 広域連合長は、連合長当選後、最初に招集する議会で、開会后あいさつをする。再選の場合も同様とする。
- (6) 議会の同意を必要とする特別職である副連合長に選任された者は、議決後、登壇してあいさつをする。
- (7) 議会の同意を必要とする特別職である監査委員（識見を有する者）に選任された者は、閉会后、登壇してあいさつをする。

5. 議案等の提出

（会規第14条）

- (1) 議員（委員会）提出議案の呼称は、「発議案第○号」とする。
- (2) 発議案は、議会招集日（開会予定日）の21日（3週間）前、午後5時までに提出する。ただし、緊急を要するもの及び委員会提出発議案については、議会招集日（開会日）の7日前、午後5時までに提出する。
締切りの日が広域連合の休日に当たるときは、その翌日とする。

（事 例）

議会招集日（開会日）の14日前に提出された委員会提出発議案を、議会運営委員会で審査の上、緊急を要するものと認め、会議に付した例がある。

令和6年第1回議会運営委員会 1月26日

令和6年第1回定例会 2月9日

発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について（結果…全会可決）

6. 議案の配布

連合長提出議案及び関係資料は、議会の招集告示日（全員協議会開催日）に配付する。

7. 議事日程の作成及び配布

- (1) 議事日程は会議の当日、開議時刻前までに議席に配付する。
(会規第20条)
- (2) 議事日程は、一事件一日程として作成する。
- (3) 諸般の報告は掲載しない。
- (4) 議事日程の変更及び追加は、あらかじめ議会運営委員会で審査する。
(会規第21条)

8. 選挙等

- (1) 選挙管理委員及び同補充員の選挙
(法第97条1項、法第118条第2項、第3項、法第182条第1項、第2項)
 - ア. 選挙管理委員及び同補充員の選挙は、あらかじめ全員協議会において協議の上、指名推選の方法による。
 - イ. 指名推選により選挙する選挙管理委員補充員の順位は、あらかじめ全員協議会において協議して定めたものを、議長が会議に諮って決める。
 - ウ. 選挙管理委員及び同補充員は、千葉市選挙管理委員及び同補充員から選出するのを例とする。

(説 明)

当広域連合議会には会派がなく、あらかじめ議員間で協議できないことから、設立当初より、広域連合事務局の所在地である千葉市の協力のもと、千葉市選挙管理委員及び同補充員から選出している。

- (2) 議長の選挙 (法第103条第1項)
 - ア. 輪番表(別表1)に従い選出する。
 - イ. 千葉県市議会議長会が推薦した者を、指名推選の方法により選挙する。千葉県市議会議長会から推薦を得ることが困難なときは、市議会選出の議員のうちから議長候補者を募る(自薦他薦問わず)。この場合の方法は、下記による。

(候補者が1人のとき)

全員協議会において、議長候補者から所信、抱負等を聞いた上、異議ないときは、会議において本候補者を指名推選の方法により選挙する。

(候補者が2人以上のとき)

全員協議会において、各議長候補者から所信、抱負等を聞いた上、会議において投票により選挙する。

(3) 副議長の選挙 (法第103条第1項)

ア. 輪番表(別表1)に従い選出する。

イ. 千葉県町村議会議長会が推薦した者を、指名推選の方法により選挙する。千葉県町村議会議長会から推薦を得ることが困難なときは、町村議会選出の議員のうちから副議長候補者を募る(自薦他薦問わず)。この場合の方法は、議長の選挙に準ずる。

(4) 開票立会人は3人とし、議長が議席番号54番から降順に指名する。

(会規第31条)

(5) 監査委員の選任

ア. 議員のうちから選任される監査委員は、千葉市選出の議員とする。

イ. 議長は、連合長提出議案の前提とするため、千葉市選出の議員を連合長に推薦する。

ウ. 申合せによる任期は2年とし、広域連合事務局の所在地が変更された場合、変更所在地選出の議員を推薦、選任する。

9. 議 題

連合長提出議案等は、通常、一括して議題とするのを例とする。ただし、人事議案については、一事件一議題の原則に則り単独で議題とする。

10. 議案の説明

連合長提出議案等の説明は、連合長が行う。

11. 討論

討論は、一事件ごとに個々に行う。

12. 表 決

(1) 2件以上の事件を一括議題とした場合の表決は、個々に行う。

(2) 議決不要とした例がある。

(事 例)

令和6年第1回定例会2月9日の会議において、既に可決された連合長提出議案と趣旨が相反する請願について、議長は議決不要とする旨の宣告をした。

13. 発言及び発言通告

(1) 発言の順序は通告順とする。 (会規第51条第3項)

(2) 発言の通告期間は以下のとおりとする。

(会規第51条第1項、62条第2項)

(令和6年4月26日 議会運営委員会において変更)

ア. 議案質疑

議案が配付された日から招集日（開会日）の4日前、午後5時まで。

イ. 一般質問

招集告示日の翌日（広域連合の休日に当たるときは、その翌日）午前9時から招集日（開会日）の4日前、午後5時まで。

ウ. 討論

議案が配付された日から招集日（開会日）の3日前、午後5時まで。

※上記ア～ウの通告締切日が広域連合の休日に当たるときは、その前日とする。

(経過説明)

令和6年4月26日の議会運営委員会において、令和7年第1回定例会より、招集は招集日の10日前までに告示することと変更した。これに伴い、議案の調査・通告期間を確保するため、質疑・質問通告の締切日を、招集日（開会日）の5日前から招集日（開会日）の4日前に変更した。あわせて、通告期間を4

日間（広域連合の休日含まず）確保できるよう告示することを決定した。

なお、討論の通告締切日については、審査の対象とならなかった。

〔2－（１）参照〕

（３）発言の方法及び発言時間は以下のとおりとする。

	方 法	時 間
議案質疑	一括議題とした議案に対する質疑は一括して行う	質疑のみ２０分以内
一般質問	すべて一括して行う	答弁を含め１５分以内
討 論	議案ごとに行う	無

（４）発言の場所は以下のとおりとする。

	質疑・質問	答 弁
議案質疑	自 席	自 席
一般質問	初回登壇、２回目以降自席	自 席
討 論	登 壇	

（５）発言の回数は、３回を超えることができない。（会規第５６条、６４条）

14. 緊急質問

（会規第５１条第１項、６３条）

緊急質問の発言通告書が提出されたときは、その緊急性の有無について、あらかじめ議会運営委員会で審査し、速やかに会議に諮って許否を決める。

15. 会議録署名議員

（会規第８８条）

会議録署名議員の２名は、議席番号順に議長が指名する。

16. 会議録の記載及び配布

（会規第８６条）

- （１）会議録の議員その他の関係者の出席者名等の敬称は省略する。
- （２）会議録は、議員並びに連合長、副連合長に配付するとともに、広域連合公式ウェブサイトに掲載する。

17. 議会運営委員会

- (1) 委員の選任 (委条第5条)
- ア. 輪番表(別表1)に従い選出し、議長が指名する。
- イ. ブロック表(別表2)のブロックごとに各1人を選出するが、ブロック内においては地方公共団体コード順に選出する。
- (2) 正副委員長 (委条第6条)
- ア. 輪番表(別表1)に従い選出する。
- イ. 委員長はブロック昇順(ex: 1 ⇒ 2 ⇒ 3 ……)に、副委員長は降順(ex: 1 1 ⇒ 1 0 ⇒ 9 ……)に、それぞれ選出する。

18. 請願・陳情

- (1) 当該定例会で審査する請願・陳情の受付は、議会招集日(開会予定日)の21日(3週間)前、午後5時までとする。
- ただし、緊急を要するものは議会招集日(開会日)の7日前、午後5時までとする。
- 締切りの日が広域連合の休日に当たるときは、その翌日とする。
- 締切後、受理した請願・陳情は、次期定例会で審議する。

(事 例)

議会招集日(開会日)の7日前に提出された請願を、議会運営委員会で審査の上、緊急を要するものと認め、会議に付した例がある。

令和6年第2回議会運営委員会 2月9日

令和6年第1回定例会 2月9日

請願第1号 令和6年度・7年度の後期高齢者医療保険料を引き上げないよう求める請願(結果…議決不要)

- (2) 正副委員長は所属する委員会にかかる請願の紹介議員にはならない。また、他の委員も極力、紹介議員にはならない。
- (3) 陳情は、提出者が県民であり、かつ広域連合が処理できる範囲であることを、その要件とする。これを満たさない場合、議長預かりとし審議しない。

- (4) 郵送により提出された陳情は、議長預かりとし、審議しない。
- (5) 要望書等は、提出者の意向を確認し陳情として取扱う。
- (6) 請願・陳情の審議結果は、請願・陳情（代表）者にその旨を通知する。

19. 規律

議会のすべての会議における上着及びネクタイの着用は、5月から10月の間に限り自由とする。軽装の際は節度を保ち、不快感を与えることのないよう留意する。

20. 議場における資料の配布

(会規第156条)

- (1) 質問等の補足となる資料を配付するときは、データの的なものに限り許可する。個人、政党等を誹謗する内容を含むものは許可しない。
- (2) 資料の配付を希望する議員は、当該資料の上部に質疑、一般質問の別、市町村名及び氏名を記載し、議会招集日（開会日）の4日前（広域連合の休日に当たるときは、その前日）の午後5時までに、議長に提出する。
- (3) 議長は、資料が提出されたときは、その配付の許可を決定し、議会招集日（開会日）の3日前（広域連合の休日に当たるときは、その翌日）までに、当該議員に通知する。
- (4) 資料の配付を許可された議員は、当該資料100部を開議時刻30分前までに、議長に提出する。議長は、当該資料を議席に配付する。

21. 全員協議会

(会規第165条)

(令和6年4月26日 議会運営委員会決定)

- (1) 全員協議会は、通常、議会の招集告示日に開く。
- (2) 全員協議会の傍聴の許可については、議長は、議会運営委員会に諮問し、その議を経て決定する。
- (3) 全員協議会の記録は作成しない。
- (4) 全員協議会に引き続き、広域連合事務局が主催する議案説明会を開く。

22. 慶弔等

- (1) 議員の死去に際しては、会議冒頭に黙禱を捧げるのが例である。
- (2) 災害の犠牲者に対し、会議冒頭に黙禱を捧げた例がある。なお、黙禱の要否については、議長は、議会運営委員会に諮問し、その議を経て決定する。

(事 例)

- ア. 平成23年第1回臨時会8月12日 東日本大震災
- イ. 令和6年第1回定例会2月9日 令和6年能登半島地震

23. 傍聴者に対する議案及び資料の貸出し

平成20年第1回臨時会から、傍聴者に対して議案及び資料を貸出すこととする。

制 定	平成19年	7月20日
改 定	平成20年	8月 8日
改 定	平成22年	4月 1日
改 定	平成22年	8月10日
改 定	平成23年	1月25日
改 定	平成24年	10月31日
改 定	平成28年	10月24日 (平成28年12月1日適用)
改 定	平成29年	1月27日
改 定	平成29年	10月23日
改 定	令和 2年	1月30日
改 定	令和 5年	8月 8日
改 定	令和 6年	11月 8日 (全部改定)

(別表1)

千葉県後期高齢者医療広域連合議会輪番表(正副議長・議会運営委員)

年度	議長	副議長	議会運営委員会選出区分												監査委員
			千葉	東葛南部	東葛北部	印旛	香取	海匝	山武	長生	夷隅	君津	安房		
令和元.2年度	松戸市	栄町	千葉市	鎌ヶ谷市	野田市	富里市	多古町	銚子市	東金市	長南町	大多喜町	富津市	南房総市	習志野市	
3.4年度	銚子市	大多喜町	習志野市	浦安市	柏市	酒々井町	東庄町	旭市	山武市	茂原市	御宿町	袖ヶ浦市	鋸南町	千葉市	
5.6年度	船橋市	鋸南町	市原市	市川市	流山市	栄町	香取市	匝瑳市	大網白里市	一宮町	勝浦市	木更津市	館山市		
7.8年度	市川市	御宿町	八千代市	船橋市	我孫子市	成田市	神崎町	銚子市	九十九里町	睦沢町	いすみ市	君津市	鴨川市		
9.10年度	館山市	長南町	千葉市	鎌ヶ谷市	松戸市	佐倉市	多古町	旭市	芝山町	長生村	大多喜町	富津市	南房総市		
11.12年度	木更津市	長柄町	習志野市	浦安市	野田市	四街道市	東庄町	匝瑳市	横芝光町	白子町	御宿町	袖ヶ浦市	鋸南町		
13.14年度	松戸市	白子町	市原市	市川市	柏市	八街市	香取市	銚子市	東金市	長柄町	勝浦市	木更津市	館山市		
15.16年度	野田市	長生村	八千代市	船橋市	流山市	印西市	神崎町	旭市	山武市	長南町	いすみ市	君津市	鴨川市		
17.18年度	成田市	一宮町	千葉市	鎌ヶ谷市	我孫子市	白井市	多古町	匝瑳市	大網白里市	茂原市	大多喜町	富津市	南房総市		
19.20年度	茂原市	睦沢町	習志野市	浦安市	松戸市	富里市	東庄町	銚子市	九十九里町	一宮町	御宿町	袖ヶ浦市	鋸南町		
21.22年度	佐倉市	横芝光町	市原市	市川市	野田市	酒々井町	香取市	旭市	芝山町	睦沢町	勝浦市	木更津市	館山市		
23.24年度	東金市	芝山町	八千代市	船橋市	柏市	栄町	神崎町	匝瑳市	横芝光町	長生村	いすみ市	君津市	鴨川市		
25.26年度	習志野市	東庄町	千葉市	鎌ヶ谷市	流山市	成田市	多古町	銚子市	東金市	白子町	大多喜町	富津市	南房総市		
27.28年度	市原市	九十九里町	習志野市	浦安市	我孫子市	佐倉市	東庄町	旭市	山武市	長柄町	御宿町	袖ヶ浦市	鋸南町		
29.30年度	柏市	神崎町	市原市	市川市	松戸市	四街道市	香取市	匝瑳市	大網白里市	長南町	勝浦市	木更津市	館山市		
31.32年度	勝浦市	多古町	八千代市	船橋市	野田市	八街市	神崎町	銚子市	九十九里町	茂原市	いすみ市	君津市	鴨川市		
33.34年度	流山市	栄町	千葉市	鎌ヶ谷市	柏市	印西市	多古町	旭市	芝山町	一宮町	大多喜町	富津市	南房総市		
35.36年度	八千代市	酒々井町	習志野市	浦安市	流山市	白井市	東庄町	匝瑳市	横芝光町	睦沢町	御宿町	袖ヶ浦市	鋸南町		
37.38年度	鴨川市	鋸南町	市原市	市川市	我孫子市	富里市	香取市	銚子市	東金市	長生村	勝浦市	木更津市	館山市		
39.40年度	我孫子市	大多喜町	八千代市	船橋市	松戸市	酒々井町	神崎町	旭市	山武市	白子町	いすみ市	君津市	鴨川市		
41.42年度	君津市	長南町	千葉市	鎌ヶ谷市	野田市	栄町	多古町	匝瑳市	大網白里市	長柄町	大多喜町	富津市	南房総市		
43.44年度	鎌ヶ谷市	長柄町	習志野市	浦安市	柏市	成田市	東庄町	銚子市	九十九里町	長南町	御宿町	袖ヶ浦市	鋸南町		
45.46年度	富津市	御宿町	市原市	市川市	流山市	佐倉市	香取市	旭市	芝山町	茂原市	勝浦市	木更津市	館山市		
47.48年度	浦安市	白子町	八千代市	船橋市	我孫子市	四街道市	神崎町	匝瑳市	横芝光町	一宮町	いすみ市	君津市	鴨川市		
49.50年度	旭市	長生村	千葉市	鎌ヶ谷市	松戸市	八街市	多古町	銚子市	東金市	睦沢町	大多喜町	富津市	南房総市		
51.52年度	四街道市	睦沢町	習志野市	浦安市	野田市	印西市	東庄町	旭市	山武市	長生村	御宿町	袖ヶ浦市	鋸南町		
53.54年度	袖ヶ浦市	一宮町	市原市	市川市	柏市	白井市	香取市	匝瑳市	大網白里市	白子町	勝浦市	木更津市	館山市		
55.56年度	八街市	芝山町	八千代市	船橋市	流山市	富里市	神崎町	銚子市	九十九里町	長柄町	いすみ市	君津市	鴨川市		
57.58年度	印西市	横芝光町	千葉市	鎌ヶ谷市	我孫子市	酒々井町	多古町	旭市	芝山町	長南町	大多喜町	富津市	南房総市		
59.60年度	白井市	九十九里町	習志野市	浦安市	松戸市	栄町	東庄町	匝瑳市	横芝光町	茂原市	御宿町	袖ヶ浦市	鋸南町		
61.62年度	富里市	東庄町	市原市	市川市	野田市	成田市	香取市	銚子市	東金市	一宮町	勝浦市	木更津市	館山市		
63.64年度	南房総市	多古町	八千代市	船橋市	柏市	佐倉市	神崎町	旭市	山武市	睦沢町	いすみ市	君津市	鴨川市		
65.66年度	香取市	神崎町	千葉市	鎌ヶ谷市	流山市	四街道市	多古町	匝瑳市	大網白里市	長生村	大多喜町	富津市	南房総市		
67.68年度	匝瑳市	栄町	習志野市	浦安市	我孫子市	八街市	東庄町	銚子市	九十九里町	白子町	御宿町	袖ヶ浦市	鋸南町		
69.70年度	山武市	酒々井町	市原市	市川市	松戸市	印西市	香取市	旭市	芝山町	長柄町	勝浦市	木更津市	館山市		
71.72年度	大網白里市	鋸南町	八千代市	船橋市	野田市	白井市	神崎町	匝瑳市	横芝光町	長南町	いすみ市	君津市	鴨川市		
73.74年度	いすみ市	御宿町	千葉市	鎌ヶ谷市	柏市	富里市	多古町	銚子市	東金市	茂原市	大多喜町	富津市	南房総市		

は委員長

は副委員長

(別表2)

千葉県後期高齢者医療広域連合議会ブロック表

(ブロック内:左から地方公共団体コード順)

ブロック	市 町 村 名	委員 定数
1 千 葉	千葉市、習志野市、市原市、八千代市	1
2 東葛南部	市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市	1
3 東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市	1
4 印 旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	1
5 香 取	香取市、神崎町、多古町、東庄町	1
6 海 匝	銚子市、旭市、匝瑳市	1
7 山 武	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町	1
8 長 生	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	1
9 夷 隅	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町	1
10 君 津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	1
11 安 房	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	1
合 計		11